

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 佐賀中部会

## 社会福祉法人佐賀中部会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀中部会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人職員の旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する
- (3) 県外居住の非常勤役員等が業務のため高速道路・有料道路等を使用したときは、その料金の実費を弁償する

### (当法人職員給与と併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

### (公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。(平成29年6月12日 定時評議員会議決)

この規程は、2018(平成30)年 2月 1日一部改正(平成30年1月24日 臨時評議員会議決)

別表第1（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席            | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 理事

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 理事会等会議への出席          | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 監事

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 監事監査等への出席           | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |